電　気　需　給　約　款（　特別高圧　）

2025 年 7 月 1 日実施

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

目　　次

Ⅰ　総　則
1　本約款の目的 1
2　電気需給約款の変更等 1
3　定義 2
4　単位および端数処理 4
5　実施細目 4
Ⅱ　契約の締結
6　需給契約 5
7　需要場所 5
8　需給契約の単位 5
9　供給の開始 5
Ⅲ　契約種別および料金
10　契約種別 6
11　契約電力等 6
12　電気料金 7
Ⅳ　料金の算定および支払
13　料金の適用開始の時期 10
14　使用電力量の計量および検針 10
15　料金の算定および算定期間 10
16　日割計算 10
17　料金の支払義務および支払期日 11
18　料金その他の費用の支払方法 11
19　保証金 12
20　延滞利息 12
Ⅴ　使用および供給
21　適正契約の保持 13
22　力率の保持 13
23　契約超過金 13
24　お客さまの協力 13
25　供給の停止 15
26　供給停止の解除 16
27　供給停止期間中の料金 16
28　違約金 16
29　供給の中止または使用の制限もしくは中止 16

30　損害賠償の免責等 16
31　設備の賠償 17
Ⅵ　契約の変更および終了
32　需給契約の変更 18
33　需給契約の終了 18
34　需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 18
35　解除等 19
36　需給契約終了後の債権債務関係 20
Ⅶ　供給方法および工事
37　供給方法および工事 21
38　需給地点および施設 21
39　引込線の接続 21
40　計量計等の取り付け 21
Ⅷ　工事費の負担
41　供給設備の工事費負担金 22
42　工事費負担金の申受けおよび精算 22
43　需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け 22
44　工事費等に関する契約書の作成 22
Ⅸ　その他
45　管轄裁判所 23
46　暴力団排除に関する条項 23
47　その他 23

Ⅰ　総　　則

1　本約款の目的

この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、電気事業法第２条１項第９号に定める一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）が維持し、および運用する供給設備を介して、お客さまが王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社(以下「当社」といいます。)より特別高圧で電気の供給を受ける際の供給条件を定めるものです。

2　電気需給約款の変更等

(1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。

(2) 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本約款の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。

イ　供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。

(3) お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等、本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合には、当社お問い合わせ先までその旨を要求していただくものとします。

(4) 需給契約が本約款等の定めに従い更新された場合、契約更新の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約更新前および更新後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、需給契約の更新に伴い、更新後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。

イ　供給条件の説明および供給条件に関する契約更新前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該更新後の契約期間のみを説明し、記載します。

ロ　供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。

(5) お客さまには、託送供給等約款等に「需要者」としての義務および遵守事項につき定めがあると

きは、これらを遵守いただくものとします。

(6) 一般送配電事業者から給電指令が発せられたときは、お客さまにはこれに従っていただきます。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) お客さま

当社と需給契約（需給契約書および本約款を総称して「需給契約」といいます。）を締結し、需給契約および本約款に基づいて当社より電気の供給を受けるお客さまをいいます。

(2) 需給契約書

本約款に基づいて当社が電気を供給し、お客さまがこの供給を受けることを目的として、お客さまと当社との間で締結する「電気需給契約書」をいいます。

(3) 契約負荷設備

契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(4) 契約受電設備

契約上お客さまが使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を一次側電圧とする変圧器およびその二次側に施設される変圧器をいいます。

(5) 一般送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法に定める一般送配電事業者をいいます。

(6) 特別高圧

標準電圧 7,000 ボルト以上をいいます。

(7) 契約電力

契約上お客さまが使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 契約使用期間

契約上お客さまが電気を使用できる期間をいいます。

(9) 供給開始日

当社が、お客さまと協議のうえで、一般送配電事業者と締結する接続供給契約に基づき需給契約書において定める接続供給開始日をいいます。

(10) 計量日

一般送配電事業者が需要場所に設置する計量計で使用電力量および最大需要電力を測定した日をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。

(12) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が需要場所に設置する 30 分最大需要電力計（以下「30 分最大需要電力計」といいます。）により計量される値をいいます。

(13) 使用電力量

お客さまが当社から電気の供給を受けて使用した電力量で、一般送配電事業者が需要場所に設置する計量計を用いて測定された電力量をいいます。

(14) 需要場所

お客さまが当社から供給された電気を使用する場所であって、需給契約書に定める場所をいいます。

(15) 需給地点

電気の需給が行われる地点であって、需給契約書をもって定める地点をいいます。

(16) 供給地点特定番号

対象需給地点を特定するための識別番号をいいます。

(17) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(18) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
(19) ピーク時間
夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間、中部電力パワーグリッド株式会社・関西電力送配電株式会社管内の需要場所については、夏季の午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、休日等における該当時間を除きます。尚、北海道電力ネットワーク株式会社管内の需要場所については、その限りではありません。
(20) 昼間時間
毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等における該当時間を除きます。
(21) 夜間時間
ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
(22) 休日等
日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び一般送配電事業者が定める休日をいいます。
(23) 夏季平日
夏季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。
(24) 夏季休日
夏季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。
(25) その他季平日
その他季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。
(26) その他季休日
その他季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。
(27) 燃料費等調整額
燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて別紙 1（燃料費等調整）に記載の方法により算出された値をいいます。
(28) 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。
(29) 分割供給
契約者が、1 需要場所において、分割供給（複数の小売電気事業者が、1 需要場所において、1 引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第 2 条第 1 項第 1 号に定める小売供給をいいます。ただし、一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は、次の要件を満たすこと。
イ　当該需要場所が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。
ロ　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は、2 契約者に限ること。
ハ　双方の契約者および需要者が、当該需要場所において、当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。
ニ　双方の契約者および需要者が、当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。
(30) 全量供給
全量供給とは、「当社から一需要場所に対して、引き込みを通じて全量供給される形態」をいいます。
(31) 請求対象月
請求対象月とは、原則として計量日の前日が属する月をいいます。

4　単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が 500 キロワット未満のときで、11（契約電力等）(1)ロを適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットといたします。

(3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5　実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項および本約款により難い事項については、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。

Ⅱ　契約の締結

6　需給契約

(1) 新たに当社から電気の供給を受けることを希望してお客さまが当社に対し申込みをされ、当社がこれを承諾するときは、当社とお客さまとの間において需給契約を締結するものとします。需給契約書においては、原則として次の事項を定めるものとします。

契約種別・供給電気方式・需給地点・需要場所・供給電圧・
契約電力・供給開始日・契約使用期間・料金（基本料金・電力量料金）・料金の支払方法

(2) 需給契約は、お客さまと当社がともに需給契約書に記名捺印したときに成立いたします。

(3) 契約期間は、需給契約書をもって定めるものといたします。

(4) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大負荷を基準としてお客さまから申し出ていただき、必要に応じて、供給開始日以降 1 年間の電気の使用計画を当社に対し文書によりご提出いただきます。

(5) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について最終保障供給を受けたとするか、当該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。

7　需要場所

(1) 需給契約書において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を、1需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した構造物をいいます。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、本条(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

8　需給契約の単位

当社は、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

ただし、1需要場所において、本条(1)ないし (3) のうち2以上の契約種別を契約する場合、または本条(1)ないし (3) の契約種別とこれ以外の契約種別とをあわせて契約する場合はこの限りではありません。

(1) 臨時電力

(2) 自家発補給電力

(3) 予備電力

9　供給の開始

(1) 供給開始日は、需給契約書をもって定めるものといたします。天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由により、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになったときは、当社は、お客さまにその理由をお知らせし、あらためてお客さまとの協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者と協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

(2) 当社は、お客さまとの需給契約成立後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(3) 当社は、6(需給契約)(5)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたとすることを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日とすることとします。

Ⅲ　契約種別および料金

10　契約種別

(1)　契約種別は次のとおりとし、お客さまに適用される契約種別は、本条(2)ないし(7)に従いお客さまと当社が協議のうえ需給契約書をもって定めるものとします。

標準電力、時間帯別電力、季節別時間帯別電力、休日高負荷電力、臨時電力、
自家発補給電力、予備電力

(2)　標準電力

平日の昼間に電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。

(3)　**時間帯別電力**

通年で昼間に電気のご使用が多いお客様を対象といたします。

(4)　季節別時間帯別電力

夜間、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。

(5)　休日高負荷電力

土曜日、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。

(6)　臨時電力

お客さまとの間で締結する需給契約に定める契約使用期間が 1 年未満の需要を対象といたします。また、契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときも、臨時電力の対象といたします。

(7)　自家発補給電力

イ　契約種別が標準電力、季節別時間帯別電力または休日高負荷電力（以下総称して「常時供給メニュー」といいます。）のいずれかをご選択のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

ロ　自家発補給電力の使用に際して

（イ）お客さまには、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

（ロ）定期検査または定期補修については、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その１月前までに当社に通知していただきます。

（ハ）当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

（ニ）その他の事項については、需給契約書または本約款において特段の定めがある場合を除き、標準電力に準ずるものといたします。

(8)　予備電力

常時供給メニューのいずれかをご契約されるお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ　予備線

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ　予備電源

常時利用変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

11　契約電力等

(1)　契約種別を問わず（ただし、自家発補給電力および予備電力を除きます。）、契約電力は次によって定めます。

イ　契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準とし

て、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(2)　自家発補給電力について

イ　契約電力は、当社とお客さまとの協議によって定めます。

ロ　常時供給メニューと自家発補給電力を同一計量する場合

（イ）常時供給メニューと自家発補給電力が同一計量される場合で、常時供給メニューについて本条(1)イにより契約電力が定められるお客さまの1月の30分最大需要電力計の値が常時供給メニューの契約電力を超えないときは、自家発補給電力は使用されなかったものとみなします。

（ロ）常時供給メニューと自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a　常時供給メニューについて本条(1)イにより契約電力が定められるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給メニューの契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給契約と自家発補給電力との契約電力の比で按分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

b　常時供給メニューについて本条(1)ロにより契約電力が定められるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力を超えたことが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

（ハ）常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、原則として、自家発補給電力の供給時間中に計量された30分の使用電力量から、常時供給メニューの契約電力を2で除した値を差し引いた値といたします。

ただし、自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から常時供給メニューの契約電力本条(2)ロ（ハ）aにより定めた基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

(3)　予備電力について

契約電力は、常時供給メニューの契約電力の値を基本といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合については、一般送配電事業者と当社との協議によって定めることができるものとします。

12　電気料金

(1)　契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別紙1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算したものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、需給契約書をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は、次の定めに従い需給契約書をもって定めるものとし、その1月の季節別・時間帯別または平休日別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　標準電力・臨時電力

電力量料金は、以下の季節別によりその１月の使用電力量を算定いたします。

夏季、その他季

（ロ）　時間帯別電力

電力量料金は、お客さまと当社が協議のうえ需給契約書をもって定める４つの時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。尚、各時間帯は０時を起算として早い順番に、第１時間、第２時間、第３時間、第４時間といたします。

（ハ）　季節別時間帯別電力

電力量料金は、以下の時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。

ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間

（ニ）　休日高負荷電力

電力量料金は、以下の平休日及び時間帯別によりその１月の使用電力量を算定いたします。夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日

（ホ）　自家発補給電力および予備電力は、それぞれ本条(2)、(3)に定めるとおりといたします。

ハ　力率割引および割増し

（イ）力率は、供給地点ごとに、その１月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%といたします。）といたします。この場合、平均力率は、別紙３（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、85%とみなします。

（ロ）力率が 85%を上回る場合は、その上回る１%につき基本料金を１%割引し、85%を下回る場合は、その下回る１%につき基本料金を 1%割増しいたします。

(2)　自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別紙２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は、需給契約書をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、原則 30%といたします。また、その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ　電力量料金

電力量料金は、以下の季節別によりその１月の使用電力量を算定するものとして、需給契約をもって定めるものといたします。

夏季、その他季

(3)　予備電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別紙２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ　基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書をもって定めるものといたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給メニューの該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分電圧と同位の電圧にするために３パーセントの損失率で修正したものといたします。なお、電力量料金は、常時供給メニューの電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしませんが、常時供給メニューの力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給メニューによって使用した電気とみなします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

13　料金の適用開始の時期

料金は、原則として供給開始日から適用いたします。

14　使用電力量の計量および検針

(1) 使用電力量および最大需要電力は、次項の場合を除き、一般送配電事業者によって設置された電力量計により供給電圧と同位の電圧で計量された値とし、30 分単位で計量します。なお、使用電力量の計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせします。

(2) 計量計の故障等により使用電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議により決定した値とします。この場合、当社は、すみやかに一般送配電事業者との協議により決定された値について、お客さまに通知いたします。

(3) 第 1 項の電力量計の検針日は、一般送配電事業者が、以下の各号に定めるところにより、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。ただし、次条（料金の算定および算定期間）(2) にもとづき当社がお客さまに計量日を通知した場合、検針は行われません。

イ　検針は、原則として一般送配電事業者があらかじめ定めた日において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。

ロ　一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじめ定めた日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされます。

ハ　一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、あらかじめ定めた検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、あらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされる場合があります。

ニ　一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなされます。

15　料金の算定および算定期間

(1) 電気料金の算定期間は、下記の場合を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、14（使用電力量の計量および検針）(3)ハの場合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。

イ　電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合。ただし、本項ただし書きに定める場合を除きます。

ロ　契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ　計量期間の日数が、前月の計量日が属する月の暦日数に対し、6 日以上多かった場合、または 6 日以上少なかった場合

ニ　その他当社が計量期間を 1 月とすることが適切ではないと判断した場合

(2) 料金は、需給契約書に定める契約種別毎の料金を適用して算定いたします。

16　日割計算

(1) 当社は、前条（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。ただし、15（料金の算定および算定期間）(1) イのうち、電気の供給を開始した場合は「前月の計量日が属する月の暦日数」を「供給開始日が属する月の暦日数」に、需給契約が終了した場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「需給契約終了日が属する月の暦日数」にそれぞれ読み替えることとし

ます。また、ロに該当する場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「前月の計量日から今月の計量日の前日までの日数」と読み替えることとします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の計量日が属する月の暦日数}}$$

ロ　電力量料金については、日割計算の対象となる期間毎の使用電力量に応じて算定いたします。

(2)　前条（料金の算定および算定期間）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日（25（供給の停止）の場合を除きます。）を含み、停止日および終了日を除きます。また、前条（料金の算定および算定期間）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3)　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をいたします。

17　料金の支払義務および支払期日

(1)　お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ　計量日といたします。ただし、14（使用電力量の計量および検針）(2)の場合は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定められた日といたします。

ロ　需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2)　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3)　支払期日は、原則として請求対象月の翌月末日といたします。お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える場合は、支払義務発生日の属する月または翌月の料金収納代行会社の指定する日とします。

(4)　支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合において、当社は支払期日を前日以前の日曜日または休日ではない日といたします。また、18(料金その他の費用の支払方法）(1)イの方法により料金を支払われる場合は、料金収納代行会社の指定する日とします。

(5)　当社は、需給契約期間中、本条(1)に基づく当該お客さまの料金および本約款によって支払いを要することとなった料金以外の工事費負担金その他の費用（以下単に「工事費負担金その他の費用」といいます。）にかかる債権を、需給契約書記載の譲受人（以下「譲受人」といいます。）に対して包括的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは当該料金債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の譲渡について、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。

18　料金その他の費用の支払方法

(1)　料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次の定めにより支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2)　工事費負担金その他の費用については、その都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。

(3)　お客さまが料金を本条（1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1) ロまたは (2) により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4)　料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(5)　臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、使用に先立

って支払っていただきます。なお、予納金は、原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

(6) 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権を、本条の規定にかかわらず、譲渡対象債権の譲受人がお客さまに交付する請求書に従い、当該請求書記載の銀行口座に払い込みにより支払うものとします。この場合、当該請求書記載の銀行口座に払い込まれたときに譲渡対象債権の支払いがなされたものとします。

(7) 当社は、(1) および (5) にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。

19 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

（イ） 他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

（ロ） 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ハ その他当社が必要と判断した場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を到来してなお料金を支払われない場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて本条 (1) によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(4) 当社は、保証金について利息を付しません。

(5) 当社は、需給契約が終了した場合には、保証金を未払いの料金、工事費負担金その他の費用に充当して、その残額をお返しいたします。

20 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式（消費税等の税率が 10%となった場合には 10/110 とする等、消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.6%の割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

（算式）：再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

21　適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに本契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更するものとします。

22　力率の保持

(1) お客さまには、需要場所の負荷の力率を原則として85%以上に保持していただきます。 なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

23　契約超過金

(1) お客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに当該月の料金とともに支払っていただきます。

24　お客さまの協力

(1) 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者が以下の各号に掲げる業務を実施するため需要場所への立ち入りが必要と認める場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入る場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

イ　需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量計等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取り付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査

ロ　本条（7）（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量計の検針または計量値の確認

ホ　25（供給の停止)、33（需給契約の終了）(1)または 35（解除等）により必要な処置

ヘ　その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2) 電気の使用にともなうお客さまの協力

イ　お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

（イ）　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

（ロ）　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

（ハ）　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

（ニ）　著しい高周波または高調波を発生する場合
（ホ）　その他(イ)から(ニ)に準ずる場合

ロ　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用する場合も、前号に準ずるものとします。

ハ　お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。

(3) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

(4) 施設場所の提供

以下の場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。

イ　お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合

ロ　料金の算定上必要な計量計、その付属装置（計量計箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいい、以下同様とします。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取り付ける場合

ハ　通信設備等を設置する場合

ニ　需要場所の電流制限器その他の適当な装置の取り付けをする場合

(5) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。

イ　お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）

ロ　お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

ハ　お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備

（イ）鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

（ロ）お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ニ　お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量計の付属装置または変成器の 2 次配線等

ホ　一般送配電事業者が電力量計に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

(6) 調査および調査に対するお客さまの協力等

イ　お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が本条（1）および前項の業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配線図を提示していただくことがあります。なお、この場合、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

ロ　お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、お客さまは、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(7) 保安等に対するお客さまの協力

イ　お客さまは、以下の各号の場合には、当社および一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

（イ）　お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量計等一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合

（ロ）　お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

ロ　お客さまは、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、お客さまは、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、お客さまは、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

ハ　お客さまは、一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、一般送配電事業者と協議していただきます。

(8) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客さまは、当社の求めに応じて、必要な情報を提供していただきます。

25　供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、お客さまにあらかじめ通知することなく、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合、一般送配電事業者の供給設備または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

ハ　39（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　前条(1)に反して、当社もしくは一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合等、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

ホ　前条(1)によって必要となる措置を講じない場合

(3) お客さまがその他託送供給等約款に反した場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) 本条(1)から(3)により電気の供給を停止する場合には、当社もしくは一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

26　供給停止の解除

前条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

27　供給停止期間中の料金

25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 16（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

28　違約金

(1) お客さまが 25（供給の停止）(2)ロ、ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。

29　供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 次の場合には、一般送配電事業者により当社もしくはお客さまに給電指令が行われ、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、本件一般送配電事業者からの給電指令が行われることなく、お客様の電気の使用を制限し、若しくは中止することがあります。

イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ　非常変災の場合

ホ　系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ヘ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) 前項の場合には、あらかじめその旨を広告その他の方法によって、一般送配電事業者より、お客さまにお知らせがされます。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

30　損害賠償の免責等

(1) 29（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、お客さまの受けた損害が一般送配電事業者の故意または過失によるときは、当社はお客さまの協力を得て一般送配電事業者に対して誠意をもってお客さまの受けた損害の賠償を求めるものとします。この場合において、一般送配電気事業者から賠償を受けた金額のお客さまと当社の間の分配割合については別途お客さまと当社の間で協議させていただきます。

(2) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 35（解除等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、お客さまの受けた損害が一般送配電事業者の故意または過失によるときは、当社はお客さまの協力を得て一般送配電事業者に対して誠意をもってお客さまの受けた損害の賠償を求めるものとします。この場合において、一般送配電気事業者から賠償を受けた金額のお客さまと当社の間の分配割合については別途お客さまと当社の間で協議

させていただきます。

(4) 地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争またはテロ等の以下の各号のいずれにも該当する事由（以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより当社が本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまに損害の賠償責任を負わないこととします。

イ お客さま、または当社によって制御できない事由であること。

ロ その発生が、お客さま、または当社の責とならない事由であること。

ハ お客さま、または当社が事前に想定できなかった事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、回避できなかったこと。

ニ お客さま、または当社が、当該事由の発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、回避できなかったこと。

31　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、託送供給等約款等に基づき当社が一般送配電事業者から次の定めに従い賠償の請求を受けた場合は、お客さまにはその設備について当社が請求された金額を支払っていただきます。

(1) 修理可能の場合
修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

32　需給契約の変更

お客さまが需給契約書記載事項の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに当社から電気の供給を受けることを希望される場合に準ずるものといたします。この場合、お客さまには当社に対し速やかに変更を申し出ていただきます。

33　需給契約の終了

(1) お客さまが本約款に基づく電気の使用を終了しようとされる場合は、終了希望日の 3 ヶ月前までに、当社に通知していただきます。ただし、契約電力が 500kW 未満のお客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの終了通知として取扱います。当社は、原則として、お客さまから通知された終了希望日（ただし、終了希望日が当社に通知した日から 3 ヶ月内である場合にあっては、当社への終了通知の日から 3 ヶ月目の日とします。）または、契約電力が 500kW 未満のお客さまにあっては、電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた終了期日に、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、35（解除等）の場合および当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により需給を終了させるための処置ができない場合を除き、お客さまが当社に通知された終了希望日（ただし、終了希望日が当社に通知した日から 3 ヶ月内である場合にあっては、当社への終了通知の日から 3 ヶ月目の日とします。）または、契約電力が 500kW 未満のお客さまにあっては、電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた終了期日に終了いたします。

34　需給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の終了または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

イ　契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合

（イ）当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合、託送供給等約款等に基づき当社に発生する終了に伴う実費相当額に 20％を割り増したものを精算金として申し受けます。なお、精算金は、16（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

（ロ）当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことに伴い一般送配電事業者により新たに施設された供給設備について、41（供給設備の工事費負担金）(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には、その供給設備のうち 1 年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

ロ　契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合

（イ）当社は、お客さまが契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合、託送供給等約款等に基づき当社に発生する終了に伴う実費相当額に 20％を割り増したものを精算金として申し受けます。ただし、契約電力を増加された後、1 年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合であっても、契約期間満了による終了の場合には精算金を申し受けません。なお、精算金は、16（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

（ロ）当社は、お客さまが契約電力を増加されたことに伴い一般送配電事業者により新たに施設した供給設備について、41（供給設備の工事費負担金）(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまが

その供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

ハ　契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

（イ）当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分して得たものといたします。

（ロ）当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、41（供給設備の工事費負担金）(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ニ　契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

（イ）当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

（ロ）当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、41（供給設備の工事費負担金）(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

35　解除等

(1) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせし、かかる解除日をもって本契約が終了するものといたします。

(2) お客さまが、33（需給契約の終了）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。

(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除の15日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに15日経過してなお支払わない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに15日経過してなお支払わない場合

ハ　本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

ニ　その他お客さまが本約款（46（暴力団排除に関する条項）を含みます。）に違反した場合

ホ　譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに15日間経過してなお支払わない場合

へ　47（その他）(1)に定めるお客さまとの協議が全く整わなかった場合

(4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて何らの催告を要せず需給契約を解除することができるものといたします。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合、当社は解除日の 15 日前までにお客さまに通知いたします。

イ　官庁より、営業の免許、許認可、登録等の取消処分を受けたとき

ロ　仮差押、差押、仮処分、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てがあったとき

ハ　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算もしくは私的整理に入ったとき

ニ　公租公課を滞納して督促、保全差押、差押、参加差押、交付要求もしくは保全担保の提供命令を受けたとき、または公売公告（通知）があったとき

ホ　解散決議、営業終了、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡をしたとき

ヘ　振出したもしくは引受けた手形・小切手が 1 回でも不渡りとなったとき、または裏書もしくは保証した手形・小切手が不渡りとなってその買戻・償還請求に応じないとき

ト　手形交換所の取引停止処分を受けたとき

チ　支払停止、支払不能等の事由が生じたとき

(5) 30（損害賠償の免責等）(4)で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、33（需給契約の終了）および前四項の規定にかかわらず、お客さま、または当社は本契約の一部または全部を解約することができます。この場合、お客さまは 34（需給契約の終了）に規定する手続きに従うものとし、当社は、本(1)に規定する手続きに従うものとします。また、当該解約に伴い生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償責任を負わないものとします。

36　需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

37　供給方法および工事

お客さまおよび当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款等に従うものとします。

38　需給地点および施設

(1) 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。
(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として当社がお客さまに請求する金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設するものを用いることといたします。
(4) 付帯設備（本条(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に符合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの負担で施設していただきます。

39　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備または引込線とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者が行ないます。なお、41（供給設備の工事費負担金）による工事費負担金が発生した場合には、当社は、実費を申し受けます。

40　計量計等の取り付け

(1) 料金の算定上必要な計量計、その付属装置(計量計箱、変成器、変成器箱、変成器の２次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望により計量計の付属装置を施設する場合や変成器の２次配線等で特に多額の費用を要する場合等については、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
(2) 計量計、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取り付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議のうえ定めます。
(3) お客さまの希望によって計量計、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　工事費の負担

41　供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに当社から電気の供給を受け、または契約電力を増加しようとする場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備を新たに施設または変更する場合等により、一般送配電事業者にて工事費が発生するときには、当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款等に基づき、発生する金額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 臨時電力によって電気の供給を受けるお客さまのために一般送配電事業者が新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸係りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として申し受けます。

(3) 工事費負担金は、需給契約毎に算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所毎に算定いたします。

42　工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまもしくはお客さまご指定の事業者より申し受けます。

(2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。ただし、一般送配電事業者の託送供給等約款等に基づき、精算が発生しない場合は精算いたしません。

43　需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、当社は、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

44　工事費等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

Ⅸ　その他

45　管轄裁判所

本契約にかかる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

46　暴力団排除に関する条項

(1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、本契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。

イ　自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと。

ロ　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結および履行をするものではないこと。

(2) 前項のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

イ　自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

ロ　偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ　反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

ニ　反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ　反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

47　その他

(1) 制度および市場環境の変化について

一般送配電事業者の託送供給等約款等の改定により、当社が料金の改定が必要とみとめた場合は、当社は、お客さまとその改定について協議の上、料金の改定ができるものとします。

(2) 消費税および地方消費税法の改正について

消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。）の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払っていただきます。

(3) ［信用情報の提供について］

お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

別紙１（燃料費等調整）

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、その地域の燃料費等調整を以下のとおりとします。
当社は、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間における燃料費等調整単価は、請求書にて通知いたします。
また、当社は、当社が燃料費等調整の算定方法が不適当になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費等調整について見直しを行うことがあります。
別紙１に定める基準単価は消費税等相当額を含みます。

1　北海道電力ネットワーク株式会社

1.　燃料費等調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ
Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格
Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格
Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α　＝　0.1946	β　＝　0.0827	γ　＝　1.0081

(2)　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

平均市場価格＝Ｄ×δ1＋Ｅ×δ2
Ｄ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格
Ｅ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1　＝　0.6760	δ2　＝　0.3240

上記によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とい

たします。

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は 119,000 円といたします。

α の値は以下のとおりとします。

α ＝ 1.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) **燃料費等調整単価の算定**

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。

なお、各単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋市場調整単価 ＋離島ユニバーサルサービス調整単価

燃料費調整単価 ＝ （平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000

市場調整単価 ＝ （平均市場価格－基準市場価格）×基準市場単価

離島ユニバーサルサービス調整単価

＝ （離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）×離島基準単価÷1,000

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：51,400 円	基準市場価格：12 円 24 銭	離島基準燃料価格 ：79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 18 銭 3 厘

基準市場単価は、以下のとおりといたします。

1 キロワット時につき ： 22 銭 3 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 1 厘

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

2　東北電力ネットワーク株式会社

1.　燃料費等調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ
A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α ＝ 0.0259	β ＝ 0.2563	γ ＝ 0.8915

(2)　平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

平均市場価格＝D×δ1＋E×δ2
D＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格
E＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポッ

ト市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1 ＝ 0.5332	δ2 ＝ 0.4668

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

α の値は以下のとおりとします。

α ＝ 1.0000

(4) **燃料費等調整単価の算定**

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。

なお、各単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 ＝燃料費調整単価 ＋市場調整単価 ＋離島ユニバーサルサービス調整単価

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000
市場調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×基準市場単価
離島ユニバーサルサービス調整単価
＝（離島平均燃料価格－離島基準価格）×離島基準単価÷1,000

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：83,500 円	基準市場価格：21 円 39 銭	離島基準価格：79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 18 銭 4 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 14 銭 2 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき　：　1厘

(5)　燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

3　東京電力パワーグリッド株式会社

1.　燃料費等調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α　＝　0.0030	β　＝　0.3489	γ　＝　0.7318

(2) 平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

平均市場価格＝Ｄ×δ1＋Ｅ×δ2

Ｄ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

Ｅ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1 ＝ 0.5425	δ2 ＝ 0.4575

(3) **燃料費等調整単価の算定**

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 市場調整単価

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000

市場調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×基準市場単価

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 ： 49,800 円	基準市場価格 ： 12 円 64 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 18 銭 5 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ：東京電力ホールディングス株式会社公表の基準市場単価（旧標準メニュー）に準ずる。

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から	毎年 3 月 21 日から	その年の請求対象月「8 月」の期間

5 月末日までの期間	6 月 20 日までの期間	
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	毎年 10 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月末日までの期間	毎年 11 月 21 日から 翌年の 2 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	毎年 12 月 21 日から 翌年の 3 月 20 日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

4　中部電力パワーグリッド株式会社

1.　燃料費等調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

αおよびβの値は以下のとおりとします。

α　＝　0.4381	β　＝　0.5545

(2)　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

また、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3)　**燃料費等調整単価の算定**

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入しま

す。

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 市場調整単価

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000
市場調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×卸市場率

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 ： 42,000 円	基準市場価格 ： 19 円 37 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 19 銭 3 厘

卸市場率は、以下のとおりとします。

10.3 パーセント

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

5 北陸電力ネットワーク株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格
Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格
Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α ＝ 0.0415	β ＝ 0.0745	γ ＝ 1.2499

(2) 平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間における北陸エリアプライスの単純平均価格とします。
なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
また、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間における北陸エリアプライスの各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) **燃料費等調整単価の算定**

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。
なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 市場調整単価※1

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000
市場調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×基準市場単価

※1 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合、「市場調整単価」は零といたします。

基準燃料価格、基準市場価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格：79,800 円
1 キロワット時あたりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合 基準市場価格：8 円 00 銭 1 キロワット時あたりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合 基準市場価格：32 円 00 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 15 銭 4 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 14 銭 5 厘

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

6　関西電力送配電株式会社

1.　燃料費等調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α　＝　0.0045	β　＝　0.1974	γ　＝　1.0532

(2) **平均市場価格**

１キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

平均市場価格＝Ｄ×δ1＋Ｅ×δ2

Ｄ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

Ｅ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1 ＝ 0.9162	δ2 ＝ 0.0838

(3) **燃料費等調整単価の算定**

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、及び市場調整単価によって算定いたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 市場調整単価

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000

市場調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×調整係数

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 ： 47,000 円	基準市場価格 ： 10 円 82 銭

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 10 銭 5 厘

調整係数は、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ：関西電力株式会社公表の調整係数（標準メニュー）に準ずる

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間

毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

7　中国電力ネットワーク株式会社

1.　燃料費等調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α　＝　0.0406	β　＝　0.0982	γ　＝　1.2015

(2)　平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

平均市場価格＝D×δ1＋E×δ2

D＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格

E＝各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

δ1およびδ2の値は以下のとおりとします。

δ1　＝　0.4861	δ2　＝　0.5139

(3)　離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額

の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格＝Ａ×α
Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α の値は以下のとおりとします。

α ＝ 1.0000

(4) **燃料費等調整単価**

燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。
なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 市場調整単価 ＋ 離島ユニバーサルサービス調整単価

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000
市場調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×基準市場単価
離島ユニバーサルサービス調整単価
＝（離島平均燃料価格－離島基準価格）×離島基準単価÷1,000

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：41,900 円	基準市場価格：9 円 45 銭	離島基準価格：79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 17 銭 4 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 25 銭 9 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき ： 1 厘

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。
なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

8　四国電力送配電株式会社

1.　燃料費等調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α　＝　0.0845	β　＝　0.0699	γ　＝　1.1962

(2)　**燃料費等調整単価**

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

燃料費等調整単価　＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000

基準燃料価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格　：　80,300円

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき ： 15銭0厘

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

9 九州電力送配電株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

α、βおよびγの値は以下のとおりとします。

α ＝ 0.0028	β ＝ 0.1819	γ ＝ 1.0863

(2) **平均市場価格**

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

平均市場価格＝Ｄ×δ1＋Ｅ×δ2
Ｄ＝各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格
Ｅ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の単純平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

δ1 ＝ 0.4627	δ2 ＝ 0.5373

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）
原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格＝Ａ×α
Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

α の値は以下のとおりとします。

α ＝ 1.0000

(4) **燃料費等調整単価の算定**
燃料費等調整単価は、燃料費調整単価、市場調整単価、及び離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定いたします。
なお、各単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 市場調整単価 ＋ 離島ユニバーサルサービス調整単価

燃料費調整単価 ＝ （平均燃料価格－基準燃料価格）×基準燃料単価÷1,000
市場調整単価 ＝ （平均市場価格－基準市場価格）×基準市場単価
離島ユニバーサルサービス調整単価
＝ （離島平均燃料価格－離島基準価格）×離島基準単価÷1,000

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：46,100 円
基準市場価格：8 円 22 銭
離島基準価格：79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき　：　9銭6厘

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき　：　27銭8厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき　：　3厘

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別紙２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

1.　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2.　再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量とします。

3.　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

4.　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2. の使用電力量に上記 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

5.　再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、上記にかかわらず、上記 4. によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

別紙３（平均力率の算定）

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85%とみなします。

$$\text{平均力率（\%）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2+(\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として３％の損失率によって修正したものといたします。

付則

本約款は、2025 年 4 月 1 日より適用する。

2018 年 6 月 25 日 制定
2019 年 4 月 1 日　改定
2019 年 10 月 1 日 改定
2020 年 4 月 1 日 改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）
2020 年 11 月 1 日　改定
2022 年 8 月 1 日　改定
2024 年 10 月 1 日　改定
2025 年 4 月 1 日改定
2025 年 7 月 1 日改定